租税特別措置法第九条の六の四第三項及び第四項	所得税の額	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額
租税特別措置法第三十九条第四項	所得税につき所得税法第百五十三条の二第一項各号	所得税及び当該所得税に係る防衛特別所得税につき所得税法第百五十三条の二第一項各号又は我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この項において「特別措置法」という。）第五条の十九第三項各号
租税特別措置法第三十九条第四項第二号	第百五十一条の三第一項	第百五十一条の三第一項（特別措置法第五条の十八第二項において準用する場合を含む。）
	同法第百五十三条の三第一項	所得税法第百五十三条の三第一項（特別措置法第五条の十九第四項において準用する場合を含む。）
租税特別措置法第三十九条第四項第三号	同項	同項（特別措置法第五条の十八第六項において準用する場合を含む。）
	同法第百五十三条の五	所得税法第百五十三条の五（特別措置法第五条の十九第六項において準用する場合を含む。）
租税特別措置法第四十条第三項	所得税	所得税及び当該所得税に係る防衛特別所得税
租税特別措置法第四十条第四項第一号	及び	並びに我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第五条の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えられた
	所得税（当該所得税	所得税及び防衛特別所得税（これらの税
	当該所得税を	これらの税を
租税特別措置法第四十条第四項第三号	所得税が	所得税及び当該所得税に係る防衛特別所得税が
	その他	、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第三章の二（第五条の四、第五条の七及び第六節を除く。）その他
租税特別措置法第四十条第四項第四号	所得税	所得税及び当該所得税に係る防衛特別所得税
租税特別措置法第四十条第四項第五号	所得税	所得税及び当該所得税に係る防衛特別所得税
	租税特別措置法	我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）第五条の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えられた租税特別措置法
租税特別措置法第四十条第二十項	の額	の額、防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額
	、同項の	、同項の規定及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項の

租税特別措置法第四十条第二十二項	所得税の	所得税及び防衛特別所得税の
租税特別措置法第四十条の三の二第二十二項各号、第二十三項及び第二十五項	所得税	所得税及び防衛特別所得税
租税特別措置法第四十条の三の三第二十六項	ときは	ときは、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項の規定は適用せず
	同項	第一項
	所得税に係る延滞税	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税に係る延滞税
租税特別措置法第四十条の三第四項	には	には、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項の規定は適用せず
	所得税の額（	所得税の額、防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額（
	及び当該所得税の額に係る	並びに当該所得税の額、防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額に係る国税通則法
	所得税の額以外	所得税の額、防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額以外
租税特別措置法第四十条の三の四第五項第三号から第五号まで、第六項及び第七項	所得税	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税
租税特別措置法第四十一条の十九第三項	次の	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず、次の
	所得税の額	所得税並びに当該所得税に係る防衛特別所得税及び復興特別所得税の額
租税特別措置法第六十六条の七第四項第一号及び第六十六条の三第三項第九号	、法人税	、防衛特別所得税の額（附帯税の額を除く。）、法人税